

「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の概要

平成 29 年 10 月
消費者庁 食品表示企画課

1 概要

本府令は、規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に位置付けられた特定保健用食品における審査手続の見直し⑧（特定保健用食品（規格基準型）及び特定保健用食品（再許可等）の法令上の位置付けの明確化）を踏まえ、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）第 4 条第 1 項において、食品安全委員会又は消費者委員会の意見を聴くことを要さない場合の規定を明確化する改正等を行うものである。

2 改正の趣旨・内容

審査（第 4 条第 1 項関係）

特定保健用食品の審査に当たり、食品安全委員会又は消費者委員会の意見を聴くことを要さない場合の規定を明確化する改正を行うもの。

3 施行日

平成 29 年 11 月下旬予定